

仙台市公告第145号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第19条の規定を適用し、同条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和6年2月21日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社 TASCI 代表取締役 椎名 晃之

住所 仙台市太白区諏訪町 1-7

名称 仙台ハーベストビレッジ

種別 区画形質の変更、工作物の新築

目的 被災した東部地区の農業復興振興を目的とした、仙台市の「農と食のフロンティアプロジェクト」では、市場競争力のある作物の転換や6次産業化の促進などが必要であるとされている。本計画では、民間資本が主体となって、地元の農業者及びJAの協力を得ながら、農業者の経営基盤を強化することを目的とし、農産物販売所及び加工場等を建設する。

内容 現況が田や雑種地である土地の区域内において、面積47,626.26㎡の土地を造成し、建築面積が6,273㎡、高さが7.14mの六次産業化推進施設1（産直市場、加工品売場及び地場産品を用いる飲食店舗、屋内WC1か所含）、及び建築面積が212㎡、高さが3.85mの六次産業化推進施設2（イベント準備や漬物加工場及び地場産品を用いる飲食店舗、屋内WC1か所含）の2棟及びその他駐車場402台（大型バス駐車場2台含）、イチゴ園9,162.96㎡、体験農場1,299.99㎡を設置し、農業の6次産業化の用に供する。

位置 仙台市若林区上飯田字天神 7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25-1、25-3、25-4、72-1、72-2、72-3、72-4、73-1、73-2、74-1、74-2、75-1、75-2、75-3、76-1、76-2、77-1、78-1、79、80、81、82、83、84、85-1、86-1、87、87-1、87-2、88-1、88-2、88-4、89-1、89-2、90-1、90-2、91-1、91-2、92-1、92-3、92-8、92-16、93-4、94-2、94-3、99、99-2、100-1、100-2、104-2、104-3、104-4、121-2、121-3、128の一部、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、141、142、143、144、水

仙台市若林区飯田字天神橋 17-2

面積 47,626.26㎡

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和6年2月21日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで
（ただし、仙台市の休日定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課